

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和10年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和10年3月31日まで) |

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
各都道府県警察の長

警察庁丙総発第23号
令和4年4月1日
警察庁長官官房長

警察庁個人情報等管理委員会の構成等について（通達）

警察庁における個人情報等の管理に関する訓令（平成17年警察庁訓令第2号。以下「訓令」という。）第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり、警察庁個人情報等管理委員会の構成及び運営に関し必要な事項を定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「警察庁個人情報等管理委員会の構成等について（通達）」（平成31年4月1日付け警察庁丙総発第45号）は、廃止する。

記

1 構成

委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

副委員長 長官官房総括審議官
長官官房政策立案総括審議官
長官官房技術総括審議官
委員 長官官房公文書監理官
長官官房審議官
長官官房首席監察官
長官官房総務課長
長官官房企画課長
長官官房技術企画課長
長官官房人事課長
長官官房会計課長
国家公安委員会会務官
生活安全局生活安全企画課長
刑事局刑事企画課長
刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
交通局交通企画課長
警備局警備企画課長
警備局外事情報部外事課長
警備局警備運用部警備第一課長
サイバー警察局サイバー企画課長

2 任務

警察庁個人情報等管理委員会は、訓令第2条第9号に規定する保有個人情報等(以下「保有個人情報等」という。)の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の管理に係る事故が発生した際の再発防止計画等保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するものとする。

3 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その審議を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

4 事務局

委員会の庶務は、長官官房総務課において処理する。

5 その他

警察庁個人情報等管理委員会で審議すべき事項のうち、警察庁審議室の設置に関する訓令(昭和33年警察庁訓令第10号)第2条各号に掲げる事項に該当するものとして審議室において審議したものについては、当該審議をもって警察庁個人情報等管理委員会における審議に代えることとする。